



2025年 8月 2日
第22号

JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

労働組合宛の郵便物は職場に届いても問題ありません！

ある職場で、管理者から「組合新聞を自宅に郵送して欲しい」と言われた組合員がいることが判明しました！過去の情報にもあるように、労働組合宛の郵便物が職場に届くのは何ら問題ありません。

JR東労組川崎支部
発行責任者 小名博幸
発行 者 情 宣 部
No40 2023/12/5

川崎支部情報

JR東労組 公式 web サイト

中央
本部



横浜
地本



労働組合宛の郵便物は届いていますか？



パタゴニア
労使が和解

米アウトドア用品メーカー「パタゴニア」の日本支社が、パート社員等で作る労働組合「パタゴニアユニオン」宛ての郵便物の取り次ぎを拒んでいた。10月24日に開かれた北海道労働委員会で、会社側が郵便物の取り次ぎに協力することで和解。
(朝日新聞記事を参考)

労働組合宛の郵便物を受け取っていただいている
職場の皆様、ご協力ありがとうございます。
これからもよろしくお願いします。

東日本旅客鉄道労働組合小田原支部機関紙



発行日 2022年 3月 31日
第 14号
発行責任者 本柳 武広
発行元 組織部
お問い合わせは小田原支部(052-5228)まで

職場に組合の郵便物は届いていますか？

小田原支部には様々な荷物・郵便物が届きます。これまでも分会宛てのものが、誤配を含めて混ざっていたりしていましたが、過日、配送業者の方より「宛先の分会のある職場へ持って行ったところ、ここへ配達するように言われた。」との証言がありました。

労働組合の各分会は、当然ながら各職場の中にあります。従って、各分会宛ての荷物や郵便物も、各職場に配達されることがあたりまえです。これを拒否するとなると、不当労働行為の一つ、支配介入が成立する可能性が高く、労働委員会では実際に多くの不当労働行為の判定が下され、命令が出されています。中央労働委員会から出されている判例集から少し抜粋してみました。

判例 A

郵便物・宅配物の取次ぎ拒否について（労組法7条3号の不当労働行為に該当）
（会社名）あてに届けられた個人や組合の信書・荷物の受取を拒否することを通告したことは、従前の慣行を変更するものであるにもかかわらず、（会社名）が組合らと交渉・協議を行おうとした事実は認められない。

判例 B

本件郵便物・宅配物の取次ぎ拒否は、申立人らの組合活動を嫌悪していた箇所長が、組合活動を妨害するために行ったものと解するのが相当であり、したがって、上記行為は、法人が組合の弱体化を目的に行った、組合の組織・運営に対する支配介入に該当する。

判例 C

被申立人会社は、申立人組合から会社従業員である組合員あてに送られてきた郵便物等について、申立外〇〇労働組合に係る郵便物等と異なる取扱いをしてはならない。

このように、荷物・郵便物への取扱いをひとつとつても、労働組合の活動を妨げるものとして、救済命令が出されています。荷物・郵便物の全数拒否は、中身の検閲よりも組合に対する不当労働行為への意志が強いと扱われるようです。裁判にまで行った例では、「会社による権利の濫用は許されない」と強い口調で非難されているものもありました。もし意図的にやられていたとしたら許されないことなので、是正を求めていきます。

些細なことでも法の趣旨に則った運用がされているか、確認していきましょう！

管理者の皆さん！労働組合宛の郵便物を受け取らないようにする行為は「不当労働行為」になる可能性がありますよ！コンプライアンス違反とならないように気をつけてください！

●組合員の皆さん！管理者から自宅郵送を要望されても**断って大丈夫です！**

●万が一、管理者から要望等されていたら、お近くの組合役員に相談して下さい！

**JR東労組の活動は職場が原点！
職場からの挑戦で「安全・安心・健康・ゆとり」ある職場を実現しよう！**